

付託第 1 号

請願書等の付託について

那須烏山市議会会議規則（平成 17 年 10 月那須烏山市議会規則第 1 号）第 14 条の規定により、令和 7 年第 2 回那須烏山市議会 3 月定例会において、次のとおり請願書等を付託する。

令和 7 年 2 月 25 日

那須烏山市議会議長 青 木 敏 久

審査期限		休会中に審査し本会期中に報告すること。	
付託委員会	番 号	件 名	備 考
文教福祉 常任委員会	陳情書 第 1 号	ひとり親家庭及び低所得家庭等の子どもにおける大学等受験料及び模擬試験受験料支援の陳情について	個 人 名
文教福祉 常任委員会	陳情書 第 2 号	市民後見人の養成に関する陳情	個 人 名
文教福祉 常任委員会	陳情書 第 3 号	県立烏山高等学校に公営塾の設置を求める陳情について	個 人 名

陳 情 書

ひとり親家庭及び低所得家庭等の子どもにおける
大学等受験料及び模擬試験受験料支援の陳情
について

1. 陳情の要旨

ひとり親家庭や低所得家庭の子どもたちに大学等の進学機会を支援するために国が示している支援事業（資料①）を実施していただきたい。

2. 陳情の理由

当地域は昔から川俣英夫先生や旧鳥山女子高校設置者である新井萬吉氏などが貧困家庭の子どもたちに仁のある行動を行っておいりました。そのようなレガシーを引き継いでいただきたいと思っております。

また、近年、物価が上がっており、そのために進学をあきらめるようなことのないようにこの支援事業を活用していただきたいと思います。

参考に宇都宮市と伊勢市の支援事業の案内書を提出します。

地方自治法第124条の規定により、上記のとおり陳情書を提出
します。

令和6年11月11日

住所

氏名

那須烏山市議会議長

青木 敏久 様

陳 情 書

市民後見人の養成に関する陳情

1. 陳情の要旨

高齢化に伴い、認知症等により判断能力が低下した身寄りのいない高齢者や障がい者の権利や利益を守るために市民後見人を養成するよう求めます。

2. 陳情の理由

那須烏山市においては、今後、成年後見等の必要な身寄りのいない高齢者や障がい者が今よりも多くなると思われるが、当地域には、専門職後見人（弁護士、司法書士、社会福祉士等）が少なく、那須烏山市社会福祉協議会におかれても、家庭裁判所から成年後見人等の選任を受けているが、担当職員の人員も限られており、市民後見人の存在がこれまで以上に必要と思われる。今後のためにも、市民後見人を養成し、高齢者や障がい者の権利・利益を守る体制を整えるべきと考えて陳情します。

なお、養成に関する費用は栃木県から補助金があると聞いております。（栃木県市民後見推進事業費補助金交付要領、栃木県市民後見推進事業実施要綱）

参考として、裁判所が出している市民後見制度の説明しているものを提出します。

以上

地方自治法第124条の規定により、上記のとおり陳情書を提出します。

令和6年12月24日

住所

氏名

那須烏山市議会議長 青木 敏久 様

陳 情 書

県立烏山高等学校に公営塾の設置を求める陳情
について

1. 陳情の要旨

世帯収入による教育格差や地域による教育格差を是正するために、塾に通えなく、進学を考えている子どもに学習の場をつくるために、県立烏山高等学校に公営塾の設置を求めます。

また、公営塾を設置するにあたり、県立烏山高等学校に特色や魅力を出すことにもつながると思われますので、ここに陳情します。

2. 陳情の理由

昨今、物価の高騰が社会問題となっておりますが、これにより、子どもにかかる教育費を下げざる負えない家庭を助け、貧困の連鎖を防止することを目的とし、子どもの学習支援、仲間や講師とのコミュニケーションをとれる環境をつくり、非行、自殺の防止をし、有意義な学生生活を送れる場として公営塾を設置して頂きたいと思います。

また、ここ数年、県立烏山高等学校の入学希望者が募集定員を大きく下回り、存続の危機をむかえております。那須烏

山市においても、那須烏山市第3次総合計画の中に県立烏山高等学校の存続が課題として挙げられておりますが、具体的に何をするのか、今現在も対策は挙げられておりません。以前から、「烏山学」を実施していますが、学校の特色や魅力の向上には、つながっておりません。

烏山高校の学校関係者に話を聞くと、少子化の影響もあるが、定員割れを毎年起こしている影響で、烏山高校の学力低下を懸念し、定員を超えている高校に受験生が流れている状況であることと、特色や魅力が他校との差別化が難しく、ご苦労をなさっているとお聞きしました。このためにも公営塾を設置し、他校との差別化を図るべきだと思われます。

なお、那須烏山市内には、高校生を対象とした塾が一つあり、民業圧迫にならないよう、話し合いを通じて、ご理解を頂き、公営塾を設置して頂きたいと思い陳情します。

公営塾の運営にあたっては、地域おこし協力隊の活用や民間事業者と業務委託契約を結ぶ自治体が多いようです。

最後に、念のために議会の皆様に申し上げますが、県立高校は県の管理であるから扱い知らずではありません。公営塾

は、地元の高校の存続や塾に通えない子どもを考えて、自治体が設置しております。

参考として、他自治体での公営塾の活動を SNS 上に出しているものを提出します。

地方自治法第 124 条の規定により、上記のとおり陳情書を提出します。

令和 7 年 2 月 4 日

住所

氏名

那須烏山市議会議長 青木 敏久 様